

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第53回本部会議 記録

日 時／令和3年5月15日（土）
16：10～：16：48
場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第53回本部会議を開催いたします。

まず、昨日、政府対策本部におきまして決定されました国の基本的対処方針の変更について、それから道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明をお願いいたします。

【原田新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧くださいと思います

昨日開催されました政府対策本部におきまして、本道が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます緊急事態措置区域に新たに追加されるなど、基本的対処方針の一部に変更がございましたので、そのポイントについてご説明いたします。

まず、措置区域の追加についてです。緊急事態措置区域といたしまして、これまで東京都など1都2府3県に加えまして、本道、岡山県及び広島県を追加し、その期間を令和3年5月16日から5月31日までの16日間とする変更が行われてございます。

また、まん延防止等重点措置区域につきまして、北海道を除外し、群馬県、石川県及び熊本県の3県を追加するとともに、その期間を令和3年5月16日から6月13日までの29日間とさせていただきます。

次に、その他の主な変更点についてでございますが、特定都道府県及び重点措置区域の都道府県におきます事業者の取組につきまして、職場における感染防止のための取組例として、新たに昼休みの時差取得が追加されたところでございます。

引き続き、資料2をご覧くださいと思います。道内の感染状況等についてです。

まず、主な指標の状況でございますけれども、道独自の警戒ステージの指標について、昨日、5月14日時点で、全道、札幌市ともに、7つの指標全てにおいて、先週に比べ増加している状況でございます。

次のスライドをお願いします。国の分科会提言の新たな指標についてですが、札幌市内では、7つの指標全てにおいて国のステージⅣの指標を上回っている状況でございます。

特に、入院医療、確保病床の使用率が高く、医療のひっ迫が続き、厳しい状況でございます。

また、全道でも、重症者用病床の使用率を除く6項目で国のステージⅢの指標を上回っており、このうち5つは、国のステージⅣを上回っている状況でございます。

次のスライドをお願いします。最近の感染状況等についてです。

まず、感染状況です。道内の新規感染者数は、5月13日、712人と過去最多を更新し、週合計の10万人当たりの感染者数につきましても、昨日、過去最多の67.4人となっております。

札幌市においては、従来株から変異株への置き換わりが相当程度進んでおり、一昨日、新規感染者数が499人と過去最多を更新し、週合計の10万人当たり感染者数も、昨日、120.2人と過去最多となっております。

また、札幌市との往来が多い石狩振興局管内では、10万人当たり82.5人、小樽市では84.1人となったほか、旭川市では32.6人となるなど、札幌市以外の地域でも感染の広がりが見られてございます。

札幌市を含む石狩振興局管内、小樽市、旭川市の新規感染者数の合計は、全道の8割以上を占めているという状況です。

続いて、医療提供体制です。札幌市内においては、札幌市医療非常事態宣言が発出され、医療の限界とも言える状況となっております。

また、札幌市以外の地域においても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制の負荷が増加しており、道央圏、道北圏をはじめ、地域の基幹病院等においては、その機能を維持することが厳しい状況でございます。

特に、医療資源の乏しい地域では、怪我の治療や救命救急など、通常の医療が受けられなくなるおそれがございます。本日、道と道医師会、市長会、町村会との共同により、北海道医療非常事態宣言を発出しております。北海道全体が医療の非常事態とも言える状況でございます。

なお、宣言の内容でございますけれども、後ほど資料3をご覧くださいと思います。次のスライドをお願いします。今後の対応です。

厳しい感染状況や医療提供体制の負荷の状況等を踏まえまして、先ほどのご説明のとおり、昨日、国は緊急事態措置区域に北海道を追加する変更を行っております。

国における緊急事態宣言を踏まえまして、道の警戒ステージを5に移行し、全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じていく必要がございます。

特に札幌市との往来などにより感染が拡大し、札幌市と同様の措置を講じることが必要な地域である石狩振興局管内や小樽市、さらには、道北地方の中核的都市であり感染が一定期間継続して発生しております旭川市については、地域の医療提供体制の負荷の状況などを踏まえ、人の動きの更なる抑制を図るため、対策の徹底を図ることが必要です。

スライド5以降でございますけれども、ただ今の説明に関しますデータを掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

ただいまの説明に関連をいたしまして、札幌市の感染状況について、札幌市の山口感染症担当部長から、説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

札幌市の感染状況につきまして、資料4に基づきましてご説明をいたします。

それでは次のスライドをご覧ください。

本年3月10日に札幌市内で初めて英国型変異株が確認されて以来、感染が急速に拡大してきたところでございます。

変異株は、従来株とは別物とも言える危険性があるため、感染防止対策の徹底について呼びかけをしてきたところでございますが、これまでと同じレベルの対策では防ぎきれな

い感染力の強さにより、残念ながら緊急事態宣言が発令されるまでに至ったところがございます。

昨日の5月14日の1週間の合計でございますが、グラフの右にありますとおり2,347人、またグラフでは反映されておりませんが、本日5月15日の1日の新規感染者数は344人が確認され、1週間の合計は2,414人と過去最多を更新したところです。

全国の緊急事態宣言の地域の中でも、札幌市は特に感染状況が深刻であり、市中感染のリスクが極めて高い危機的な状況にあるところです。

では、次のスライドをご覧ください。札幌市民の入院患者数の状況のグラフでございます。

4月19日月曜日以降の連続でこの入院患者が300人を超える状況が続いておりまして、5月14日には過去最大の401人に達し、また赤い折線グラフの重症患者数も26人と、今年の第3波以降最大となっているところでございます。

札幌市内の病床の状況につきましては、実質的な病床使用率は98%とほぼ満床という極めて厳しい状況が続いているところです。

それでは、次のスライドをご覧ください。検査数についてでございます。

直近の1週間の検査数でございますが、19,284件でございます。1日平均で約2,800件と過去最大の検査数であり、今年の第3波を上回る水準で検査を継続しているところです。

直近の陽性率でございますが、12.2%と北海道の警戒ステージの指標に設定されているステージ4以上の値であります10%を超えているところでございます。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、本日の協議事項であります北海道における緊急事態措置につきまして、まずは関係部長から、順次説明をお願いしたいと思います。

それでは、総合政策部長からお願いいたします。

【濱坂総合政策部長】

資料5 北海道における緊急事態措置をご覧くださいと思います。

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、北海道における緊急事態措置の内容を決定し、実施してまいりたいと考えてございます。

スライド1をお願いします。

対象区域につきましては、全道を緊急事態措置の対象とし、感染状況が厳しくより重点的な対策を徹底しなければならない特定措置区域、特定措置区域以外の市町村の2つの区域に分けて、対策を講じることとしたいと考えてございます。

期間については、5月16日から5月31日まででございます。

スライド2をお願いします。

まず、特定措置区域での対策についてでございますが、特定措置区域の皆様につきましては、外出の際は、不要不急の外出や移動を控えるほか、特に20時以降の外出及び日中・週末の外出は控えること、それから、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えていただきたいと思います。

飲食の際は、感染防止対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短

縮に依っていない飲食店等の利用を厳に控えること、それから、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること、できる限り同居していない方との飲食を控えることについて、お願いをしたいと考えてございます。

スライド3でございます。

飲食店等における休業、営業時間の短縮などについての要請でございますけれども、詳細については、後ほど経済部長から説明をお願いいたします。

スライド4でございます。

イベントの開催要件についての要請でございますけれども、収容人数の上限を5,000人まで、かつ、収容率については、50%とし、感染予防が徹底できない場合は無観客での開催も検討をお願いいたします。

また、開催にあたりましては、酒類の提供を行わないこと、営業時間は午後9時までとすることなどもお願いしたいと考えてございます。

スライド5でございます。

事業者の皆様につきましては、出勤者の7割削減を目指し、時差出勤やテレワークの一層の徹底を図ることや、20時以降の勤務の抑制等について協力をお願いしたいと思います。

スライド6でございます。

交通事業者の皆様につきましては、最終便の繰り上げ等につきまして、協力をお願いいたします。

スライド7です。

学校への要請でございますけれども、運動会、体育祭などの学校行事につきましては、中止、延期、縮小すること、部活動につきましては、原則休止とすることをお願いいたします。

スライド8から10についてですが、飲食店等以外の施設への協力要請のスライドでございますけれども、これにつきましても、詳細は後ほど経済部長から説明があります。

スライド11でございます。

特定措置区域以外の市町村の皆様についてのお願いでございますけれども、その地域の皆様につきましては、外出の際は、不要不急の外出や移動を控えること、特に20時以降の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えていただきたいと思います。

飲食の際につきましては、感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請または営業時間短縮に依っていない飲食店等の利用を厳に控えること、黙食の実践、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えることについて、お願いをいたします。

スライド12でございます。

飲食店等における休業、営業時間の短縮などについてのお願いでございますが、これにつきましても、経済部長から説明があります。

スライド13です。

イベントの開催要件についてでございますが、収容人数の上限を5,000人までとし、収容率については、大声での歓声が想定されるものについては、50%、歓声がないことを前提としうるものは、100%といたします。

また、開催にあたりましては、酒類の提供は午後7時まで、営業時間は午後9時までとすることなどもお願いをいたします。

スライド14でございます。

事業者の皆様へは、出勤者の7割削減を目指し、時差出勤やテレワークの一層の徹底を図ることや、20時以降の勤務の抑制等について協力をお願いいたします。

スライド15です。

学校への要請でございますけれども、運動会、体育祭などの学校行事については、中止、延期、縮小すること、部活動については、原則休止とすることなどについてお願いしたいと思います。

措置については以上でございますが、これらの措置につきましては、地域の社会経済活動に大きな影響を与えるものでございまして、道民の皆様、事業者の方々にはご負担をおかけすることになりますけれども、是非ご協力をいただき、道内の感染拡大の抑制に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、お手元にお配りしております資料6 北海道における緊急事態措置に対する主な意見でございます。これはスライドはございません。

ただいまご説明した北海道における緊急事態措置につきましては、あらかじめ有識者の皆様、専門家の皆様のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体にもお知らせしているところでございます。

有識者及び専門家の皆様からは、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、ご紹介させていただきますと、(1-①) ワクチン接種の体制整備、幅広いPCR検査対応について推進をしてほしい。

(1-②) 事業者は、業種別の要請内容は意識するようだが、出勤7割削減などの一般的事項は意識していないように感じられるので、一層の周知が必要である。

(1-③) 特に感染が急増している札幌市、石狩管内、小樽市及び旭川市を特定措置区域として、より強固な対策を重点的に実施することは必要であるといったご意見をいただいておりますので、今後の具体的な取組や丁寧な情報発信に反映してまいりたいと考えてございます。

次に、市町村、関係団体からも、概ね妥当であるというご意見をいただいておりますが、(2-①) 全道一律の措置とすべきという意見を2つの市町村からいただいております。

(2-⑤) 飲食店等に対する営業時間短縮要請の開始時期など、事業者の混乱が生じないよう、迅速かつ丁寧な周知が必要。

(2-⑥) 緊急事態宣言・緊急事態措置のアナウンスメント効果を高めることが重要である。

(2-⑨) 今回の一連の措置に伴い甚大な被害を被る事業者に対しては、要望を聴取する機会を設けるなどし、万全な支援策を講じていただきたいというようなご意見がございました。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続いて、経済部長からお願いいたします。

【山岡経済部長】

飲食店等の皆様への要請等について、資料5、スライド3に基づき説明をいたします。

まず、特定措置区域である札幌市をはじめとした石狩振興局管内及び小樽市、旭川市に

所在する飲食店等の皆様への要請ですが、要請期間については、5月16日から5月31日までの16日間としておりまして、遅くとも5月18日火曜日からご協力いただくよう要請いたします。

次に、対象施設については、宅配やテイクアウトを除く飲食店のほか、バーやカラオケボックスなどで食品衛生法の飲食店営業許可を受けている遊興施設、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場を対象としております。

次に、要請内容ですが、利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含め、酒類またはカラオケ設備を提供する店舗等については、酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除き休業、それ以外の宅配やテイクアウトを除く飲食店については、営業時間は、5時から20時までに短縮していただくこと、あわせて、従業員への検査の推奨、入場者の整理・誘導など資料に記載されている項目の感染防止対策を実施していただくほか、業種別ガイドラインを遵守していただくこと、結婚式場におきましては、できるだけ短時間、1.5時間で、50人または50%のいずれか小さい方となる少人数で開催することとしております。

なお、要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給する方向で調整してございます。

続いて、同じく特定措置区域における飲食店以外の施設への要請につきまして、スライド8の休業・営業時間の短縮を要請する施設について、この資料に基づき説明を申し上げます。

まず、要請期間につきましては、飲食店等への要請と同じく、5月16日から5月31日までの16日間としており、遅くとも5月18日火曜日からご協力いただくよう要請をいたします。

次に、対象施設及び要請内容については、対象施設につきましては、大規模小売店やショッピングセンター、百貨店などの商業施設のほか、資料に記載しております運動・遊技施設、遊興施設、サービス業の施設とし、要請内容は、床面積1,000㎡を超える施設に対しては、平日は営業時間を20時まで、土日祝日は休業を要請いたします。

床面積1,000㎡以下の施設に対しては、営業時間を20時までとしていただくよう協力を依頼するとともに、利用者における酒類の店内持込を含めて酒類及びカラオケ設備の提供を行わない、入場者の整理誘導の徹底などを要請・協力を依頼いたします。

なお、1,000㎡を超える施設については、休業及び営業時短にご協力いただいた事業者には、支援金を支給する方向で調整してございます。

続いて、特定措置区域以外の地域に所在する飲食店等の皆様への要請につきまして、スライド12に基づき説明をいたします。

要請期間については、5月16日から5月31日までの16日間としており、遅くとも5月18日からご協力いただくよう要請をいたします。

次に、対象施設については、宅配及びテイクアウトを除く飲食店のほか、バーやカラオケボックスなどで食品衛生法の飲食店営業許可を受けている遊興施設、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場を対象とします。

次に、要請内容ですが、営業時間は5時から20時までに短縮していただくこと、利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含め酒類の提供を11時から19時までに短縮していただくこと、業種別ガイドラインを遵守していただくこととしております。

なお、要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給する方向で調整してござい

ます。

最後に、スライド14をご覧ください。飲食店以外の施設への要請等について、一番下の◆の項目に記載しているとおり、1,000㎡を超える集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討いただくよう協力を要請しているところでございます。

説明は以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま説明のありました北海道における緊急事態措置につきましては、ただいまそれぞれから説明のありました内容のとおり、当本部として決定をすることといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

その他、各部、各振興局から順次報告をお願いをいたします。

それでは、教育長からお願いをいたします。

【小玉教育長】

ただいまご説明のありました資料5のスライド7、特定措置区域の学校について、若干補足いたします。

これまでの取組に加えまして、3つ目の項目に掲げておりますが、高等学校、特別支援学校において、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリットな学習に向け、週明け直ちに準備を整え実施してまいります。

それから、スライド15についてでございますが、これまで石狩管内で要請してきた措置を広げるものでございまして、学校行事の中止・延期・縮小、部活動の原則休止の活動を厳選することなどを要請するほか、この後発出する予定の通知におきまして、地域の感染状況に応じて、時差通学とオンライン学習を検討していただくことや、部活動を認める場合の大会等の考え方についてお示しすることとしております。

道教委といたしましては、10代の感染が拡大している状況を踏まえ、各教育局内に支援チームを編成し、各学校や市町村教育委員会がプッシュ型で支援を行い感染症対策の実行を高めてまいります。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、警察本部長からお願いをいたします。

【小島警察本部長】

道警におきましては、5月12日から飲食店等に対する更なる要請が行われたことを受けまして、営業時間短縮店舗の増加や、街頭照明、人通りの減少等による犯罪の発生を抑止するために、札幌市内の飲食店街を中心に、徒歩または車両による警戒警ら強化しているというところでございます。

昨日まで関連した犯罪の発生は確認されておられませんけれども、引き続きパトロールを強化いたしまして、住民の不安の解消に努めてまいりたいと考えてございます。

また、道からの協力要請を受けまして、信号機等に設置をしております、道内約300基

ございますが、交通情報板というものを活用いたしまして、道民の皆様に対しまして緊急事態宣言の発令と不要不急の外出自粛の周知を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、観光振興監お願いいたします。

【山崎観光振興監】

資料7に基づきまして、新しい旅のスタイルの停止についてご説明させていただきます。

新しい旅のスタイルにつきましては、外出や往来の自粛要請等を行う場合など、あらかじめ停止条件を定めております。

今般の緊急事態措置によって、全道域における外出自粛を要請することとなるため、全ての圏域において事業を停止いたします。

停止期間の取扱いですが、まず新規の予約につきましては、明日5月16日日曜日0時から割引の対象外といたします。

すでに予約をいただいている皆様につきましては、5月18日火曜日のチェックイン分から、割引対象外といたします。

停止に伴う対応につきましては、利用者の皆様のキャンセル料は無料とさせていただきます。

事業者の皆様に対しましては、キャンセルとなった予約の割引相当額をお支払いすることといたします。

これらの取扱いにつきましては、本部会議終了後プレスリリースを行うとともに、観光局および新しい旅のスタイル専用ホームページで公表させていただきますが、道民の皆様、事業者の皆様からのお問い合わせがあった場合には、ご対応などをよろしくお願いいたします。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、特定措置区域の各振興局長から順次お願いをいたします。

まず、石狩振興局長お願いいたします。

【濱田石狩振興局長】

管内の感染状況につきましては、資料2の8頁のスライドに載っておりますとおり、今週に入ってから急拡大しております。札幌市を除く地域におきましても、ここの数字にはありませんが、昨日は80人の感染者が発生したということで、これまでで最も多い数値になってございます。

このため、保健所の体制につきまして、振興局から派遣職員を今週から更に増員をいたしまして体制強化を図っているところでございます。

また、医療体制がひっ迫しております。新規の感染者のほとんどが症状や家庭環境に関わらず自宅待機を余儀なくされているということを知っておりまして、非常に危機感を感じているところでございます。

こうした中、今週の初めから管内の首長の皆様と何度か話をさせていただきましたけれども、皆様共通して感染拡大への強い危機感を抱いておられ、札幌市と同等の強い措置を

講ずることにつきましても、ご理解をいただいていたところでございます。

また、昨日までに市町村としての対策会議を開催し、すでに公共施設の休止などを決定していただいているところもございます。

振興局といたしましては、今回の緊急事態宣言において、石狩管内全域が重点的に対策を行います特定措置区域となりましたことを踏まえ、市町村等とのより一層の緊密な連携を図りながら、住民の皆様には、人と人の接触機会を徹底的に減らしていただくよう、積極的な周知、広報に努めますとともに、事業者の皆様にも、出勤抑制や時短営業などの感染リスクを避ける様々な取り組みについて強く協力を求めていくなど、今後とも感染拡大の防止に努めてまいります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、後志総合振興局長お願いいたします。

【天沼後志総合振興局長】

資料はございません。後志管内における感染状況につきまして、特定措置区域の小樽市についてご報告させていただきます。

小樽市につきましては、4月中旬以降、感染者が継続して発生しておりまして、5月に入ってから、高齢者施設、高校、食品製造会社で集団感染が発生しております。

小樽市の直近1週間の新規感染者は、100人に迫るまで拡大しておりまして、感染者の半数以上が30代以下の若年層で、約3割が感染経路不明となっております。感染の拡大傾向が続いているところでございます。

また、小樽市以外の町村につきましても、5月に入ってから徐々に感染者が増加しておりまして、郡部への感染の広がりが懸念されているところでございます。

小樽市内の急速な感染の広がりにつきましては、小樽市が札幌と隣接しており、通勤通学を含めた人の往来が多いことなども背景として考えられますことから、さらなる感染の拡大を防ぐため、5月11日に小樽市長から道に対して、札幌市と同様の強い措置を講じるよう要請があったところでございますが、小樽市で市独自の対策として、本日から市の公共施設の全面休館、市主催の行事の原則中止、小中学校における運動会や修学旅行等の諸行事を6月以降に延期するなどの措置を緊急的に講じることとしたところでございます。

また、振興局としましては、このたびの緊急事態措置以降、小樽市内飲食店などの見回りにつきまして、小樽市や小樽市保健所と連携しながら実施したいと考えておりまして、現在その体制などについて準備を進めているところでございます。

今後も引き続き、小樽市や関係団体と緊密に連携しながら、緊急事態措置の要請内容の徹底を図り、感染拡大の防止に向けて、振興局一体で万全の体制で取り組んでまいります。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、上川総合振興局長お願いいたします。

【佐藤上川振興局長】

上川管内では4月以降、旭川市内において感染が継続して発生しておりまして、昨日ま

での1週間の新規感染者110名と過去最多となったところでございます。

感染経路不明者の割合も5割を大きく超えておりまして、圏域の核となる旭川市内の基幹病院にも大きな負荷がかかっている状況でございます。

最近では、旭川市以外の市町村においても感染の広がりが見られ、旭川市内の宿泊療養施設につきましても、旭川市のほか、空知、留萌、宗谷各振興局から職員の派遣をいただき運営しておりますけれども、自宅待機者も相当数に上っている状況でございます。旭川市をはじめ道の保健所において、健康観察等に努めているところでございます。

旭川市としましても、このような状況に強い危機感を持っておりまして、振興局を通じ協議を進めてきたところでございます。

今般の緊急事態措置におきましては、札幌市に隣接する石狩管内、小樽市に加え、旭川市が特定措置区域とされ、より一層強い対策が講じられることとなりましたことから、旭川市では、本日この後、市の対策本部を開催し、対応について決定していくことになってございます。

振興局といたしましても、今後、速やかに地方本部会議を開催した上で、旭川市をはじめ、管内市町村や関係機関と十分に連携して、厳しい感染状況の抑え込みに向け、徹底して取り組んでまいりますので、本庁各部におかれましても、引き続き、ご支援をお願いしたいと考えております。

上川からは、以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他、各部、各振興局からご発言などありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで本部長から、お願いいたします。

【本部長（知事）】

昨日、本道が緊急事態宣言の対象となりました。

全道的に感染拡大が続き、変異株が広がる中で、感染者数を着実に減少に転じさせていくためには、明日から5月31日までの間、全道で強い危機感を共有していただき、北海道が一つになって取組を進めていく必要がございます。

先ほど、市長会、町村会、医師会とともに北海道医療非常事態宣言を発出いたしました。

本道では、今まで当たり前のように受けていた医療が受けられなくなる地域もでてきております。

そして、私たちは今、変異株の恐ろしさを目の当たりにしております。

従来とは異なるウイルスであるという認識の下で行動するその必要があります。

この局面では、人と人との接触を徹底的に抑えることが最大の対策となります。

こうした状況を踏まえ、全道の皆様には、できる限り外出を控えていただく、このことを徹底していただくよう、心からお願いをいたします。

また、感染リスクが高いとされる場面での人の動きを抑えていくため、飲食店などにおける酒類の提供は午後7時まで、営業時間は午後8時までとすることを要請いたします。

全道において、できる限り外出を控える、特に日中、週末の外出を控える、外出をしても夜8時までとするという行動変容を皆様をお願いをいたします。

その上で、感染状況が極めて厳しい札幌市をはじめ石狩振興局管内、小樽市及び旭川市においては、特定措置区域とし、より対策を徹底していかなければなりません。

具体的には、酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店などは休業、それ以外の飲食店などは午後8時までの時短を要請いたします。

また、大規模な集客施設に対しては、午後8時までの時短と酒類提供の自粛、そして、大規模な商業施設などでは、土日、祝日の休業も要請をいたします。

本道の都市構造上、人口が集積する札幌市は、市内における人流の更なる低減や病床の確保など、一層の取組強化をお願いいたします。

こうした措置については、地域における社会経済活動に大きな影響を与えるものであり、様々なご意見、ご批判もあると思います。

しかし、家族を守り、友人を守り、そしてご自身を守るためには、お一人お一人の感染防止行動の徹底について、ご協力が必要であります。

この厳しい局面を乗り越えていくため、すべての道民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

知事として、緊急事態宣言に至ったことを重く受け止めております。

私自身、この難局に全力で立ち向かう覚悟であります。

各本部員においても、5月31日までの間、最大限の危機感、そして、ここで感染を食い止めるという強い信念を持って、すべての市町村、あらゆる関係団体の皆様のご協力をいただきながら、緊急事態宣言の下、道庁の総力を結集をし、徹底的な対策を展開するように指示をいたします。

また、このたび短い周知期間の中で、要請をしていかなければなりません。

混乱が生じないように、速やかに、そして、丁寧な対応を行っていただくよう指示をいたします。

私からは、以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま本部長からの指示を踏まえまして、各本部員、徹底的な対策に今後取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

では、以上をもちまして、第53回本部会議を終了いたします。

(了)